

平成 18 年(2006 年)7 月 6 日
建設委員会資料
都市整備部経営担当

区の施設使用料・幼稚園保育料の見直しについて

1 使用料等見直しの基本方針

現行の使用料は、平成 12 年度に見直しを行い、平成 13 年 7 月（一部は平成 14 年 4 月）に改定しました。前回の見直しから 3 年以上が経過したことから、受益に対する区民負担の公平を図るために、以下の基本方針に基づき、使用料等の見直しを行います。

（1）施設の維持管理・貸出業務の経費を原価とする

～「職員人件費」と建物の「減価償却費」を経費に新たに算入する

文化・スポーツ施設など、区民がより快適性を求めるなど、個人によって必要性が異なるサービスや民間でも同等のサービスが供給されているサービスに係る施設の維持管理経費、施設の本来目的以外で使用する場合に必要な施設の維持管理経費は、区の施設を利用する人と利用しない人の負担の公平を図るために、利用する方に負担していただくことを基本としています。

今回の見直しでは、施設使用料の原価に算入する経費を以下のように変更します。

すべての施設の使用料積算方式を統一する

これまで、平成 10 年度に一部の利用について有料化した地域センター、勤労福祉会館、高齢者会館などについて、使用料の原価に算入する経費を、光熱水費、清掃委託料、管理委託料、小破修理費に限定していました。今回の見直しでは、この方式は採用しないこととし、すべての施設の原価計算方式を統一し、利用者の負担の公平を図ります。

「職員人件費」を原価に算入する

施設の維持管理や貸出の受付業務などには、人的な対応が不可欠です。これまでも施設の運営を一部委託する場合など、その委託経費に人件費分が含まれていました。このため、今回の見直しでは、施設の貸出部分の維持管理等に直接かかる「職員人件費」を新たに原価に算入することとします。

建物の「減価償却費」を原価に算入する

建物は建設・取得時に大きな経費がかかるとともに、経年変化によりその残存価値が減少していきます。「減価償却費」は毎年減少していく価値を金額で示したものです。今回の見直しでは、建物の「減価償却費」のうち、貸出面積にかかる部分を使用料の原価に算入することとします。

なお、用地取得費については、経年使用により土地の価値が減少するものではないことから、使用料の原価には算入しないこととします。

(2) 減額・免除制度の廃止

これまで、区民の公益活動などのうち一定の条件に合うものや区の実施する事業に対して、施設の使用料の減額・免除を行ってきました（別添資料1 現在の使用料の減額・免除について）。今回の見直しでは、利用する区民にとって施設の維持管理にかかる経費が明確になるとともに、利用する区民と利用しない区民、利用する区民間における負担の公平を図る視点から、原則として、使用料の減額・免除を行わないこととします。ただし、必要に応じて、子どもや高齢者、障害者などに対する新たな料金設定を行います。

なお、区は、区民の団体の公益活動に対して、新たな支援の仕組みを構築し、公益活動の推進を図っていきます。

(3) 急激な負担増を緩和する

今回の見直しによる新たな使用料等は、急激な負担増を緩和するため、現行の使用料の概ね1.5倍を上限に設定し、今後施設管理の経費の削減に努めたうえで、3年後に本来負担すべき金額に改定することをめざしていきます。

2 使用料見直しの対象施設

今回の使用料見直しの対象施設は、現在使用料を徴収している施設です。分類すると、次の3種になります。

使用料を徴収している施設（一部有料を含む）

- ・地域センター
- ・勤労福祉会館
- ・高齢者会館
- ・少年自然の家
- ・自転車駐車場（有料制）

施設の目的外使用に対して使用料を徴収している施設

- ・商工会館
- ・消費者センター・環境リサイクルプラザ
- ・ふれあいの家
- ・谷戸学童クラブ
- ・南中野児童館
- ・男女共同参画センター
- ・社会福祉会館
- ・高齢者福祉センター（堀江・鷺宮）
- ・障害者福祉会館
- ・弥生福祉作業所
- ・かみさぎこぶし園
- ・区立小中学校体育館開放
- ・二中・九中温水プール
- ・地域生涯学習館
- ・教育センター
- ・野方図書館
- ・職員研修センター

指定管理者による管理の施設（有料施設）

条例で施設利用料金の限度額を定める施設

- ・もみじ山文化センター
- ・野方区民ホール
- ・なかの芸能小劇場
- ・体育館（中野・鷺宮）
- ・上高田・哲学堂運動施設（野球場・庭球場）
- ・哲学堂弓道場
- ・靈明閣（哲学堂公園内）

3 使用料の積算方法

（1）使用料の原価に算入する経費

施設使用料の原価には、以下のものなど、施設維持等にかかる経費を算入します。なお、今回の見直しでは、平成17年度決算額により、算出します。

施設の維持管理・貸出業務に直接係る職員人件費

施設にかかる電気・ガス・水道料金
清掃や管理・安全点検などにかかる委託経費など
消耗品・備品の購入費（付属設備の使用料を徴収している備品購入費を除く）
やクリーニング代などの維持管理経費
施設管理・受付業務等に係る印刷経費・消耗品購入費など
施設の修繕のための工事費（1件500万円以上のものを除く）
建物の減価償却費

（2）おもな原価計算の方法

職員人件費

区職員の給料・職員手当等・共済費を算入することとし、その平均額を使用して算出します。

平均職員人件費（854万7千円）×施設の維持管理・貸出業務にかかる人数

平成18年度から指定管理者による管理となった施設については、指定管理者による人件費に換算して、算出しています。

その他の維持管理経費

光熱水費や清掃委託料などの管理経費については、面積按分により、施設の事務室部分や共有部分の経費を除き、貸出面積部分にかかる経費を算入しています。

建物の減価償却費

建物の建設時の取得価格を用いて、定額法で算出します。また、その算出額を面積按分や時間帯按分により、区民のみなさんが利用する面積・時間帯にのみかかる経費として算出します。

減価償却費の額 = 建物取得額 × 90% × 償却率 × 利用面積按分等

（例）耐用年数 50年の場合 償却率 0.02

4 使用料改定の試算結果

上記「3 使用料の積算方法」により試算を行った結果、改定率については以下のとおりとなります。

試算結果	施設名
改定率(引上率)1.1未満	自転車駐車場(有料制) 鷺宮体育館(プール)
改定率1.1以上1.5未満	もみじ山文化センター(小ホール) 中野体育館・鷺宮体育館 高齢者福祉センター 二中・九中温水プール
改定率1.5以上2.0未満	勤労福祉会館 少年自然の家 もみじ山文化センター(大ホール、視聴覚ホール、プラネタリウム) ふれあいの家・谷戸学童クラブ 男女共同参画センター 弥生福祉作業所・南中野児童館 職員研修センター
改定率2.0以上3.0未満	地域センター もみじ山文化センター(学習室等) 鷺宮体育館(プール個人利用) 上高田・哲学堂庭球場 商工会館 靈明閣(哲学堂公園) 社会福祉会館 障害者福祉会館 かみさぎこぶし園 地域生涯学習館
改定率3.0以上	高齢者会館 野方区民ホール なかの芸能小劇場 上高田・哲学堂野球場 哲学堂弓道場 消費者センター・環境リサイクルプラザ 区立小中学校体育館開放 教育センター 野方図書館

別添資料2 改定額の試算

5 幼稚園保育料の見直し

区立幼稚園保育料については、区立幼稚園と私立幼稚園との保育料に係る公私格差是正の観点から、保育料を見直し、改定すべき金額を算出します。

区内の私立幼稚園保育料の平均額 280,200円から私立幼稚園保護者補助金額 114,000円を差し引いた額 166,200円が私立幼稚園保護者の実質負担額であり、これから区立幼稚園保育料 94,800円を差し引いた額 71,400円を公私格差額として捉えます。この公私格差を、区立幼稚園保育料の引き上げ及び私立幼稚園保護者補助金の増額により是正することとします。

また、引き上げに伴う影響を考慮し、3年程度で公私格差を是正するよう検討します。

別添資料3 幼稚園保育料の改定について

6 使用料改定に向けたスケジュール（予定）

7月16日（日）	区報で使用料の見直しについて掲載 各部による関係団体への説明（7月末まで）
7月22日（土）	区民意見交換会 午後2時から、勤労福祉会館
7月25日（火）	区民意見交換会 午後7時から、鍋横地域センター
7月27日（木）	区民意見交換会 午後7時から、野方地域センター
8月下旬～9月上旬	パブリック・コメント手続
10月上旬	使用料の条例改正案を議会に提案

資料1 現在の使用料の減額・免除について

施設	減額・免除の場合
地域センター 高齢者会館	18歳未満の児童が半数以上を占め、かつ、児童が主体的に運営する団体が使用するとき 免除 区と共に催の事業で使用するとき 免除 その他、特に必要があると認めるとき 減額または免除 ただし、地域センターは、4人以下のものには減額・免除を行わない
勤労福祉社会館	区が事業を実施するために使用する場合 免除 区設立法人が事業を実施するために使用する場合 免除 官公署・公共的団体が公共的事業のために使用する場合 100分の30減額 区長が適切と認めた者が大会議室・会議室・和室・創作室・調理室・展示コーナーを地域センター条例第4条第1項第1号～第4号の活動のために使用する場合 免除 地域センター条例第4条第1項第1号～第4号の活動 ア 防災、防犯、交通安全その他の身近な地域課題の解決、区政への参加の推進等の地域自治に関する活動 イ 子どもが健やかに成長できる地域社会の形成、子育て・子育ち支援等の子どもの健全育成に関する活動 ウ 高齢者、障害者等の自立支援又はその家族への援助等の地域保健福祉に関する活動 エ 資源の有効利用、環境美化の推進等の快適な地域環境の保全に関する活動 区長が特別な事情があると認める場合 減額または免除
行政財産の目的外使用 (別に定めるものを除く) については以下の目的外使用 商工会館 消費者センター・環境リサイクルプラザ 南中野児童館 ふれあいの家 谷戸学童クラブ 男女共同参画センター 社会福祉社会館 堀江・鷺宮高齢者福祉センター 障害者福祉会館 かみさぎこぶし園 弥生福祉作業所 職員研修センター	国・地方公共団体など公共団体・公共的団体が公用・公共用・公益的事業のために使用する場合 免除 行政財産の使用の許可を受けた者が、地震・水災・火災等の災害のため、当該財産の使用の目的に供し難いと認める場合 減額または免除 区が設立した法人等が本来目的のために使用する場合 免除 行政財産に隣接する者が当該財産を使用する場合、必要最小限のものであり、相隣関係上やむを得ない場合 免除 5人以上で構成され、区内在住・在勤・在学者が半数以上を占める団体が、地域センター条例第4条第1項第1号～第4号の活動のために集会室を使用する場合 免除 そのほか、特別な事由のある場合 減額または免除

自転車駐車場	<p>身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害が、下肢若しくは体幹の機能の障害、移動機能の障害、又は心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸の機能の障害であるもの 免除</p> <p>生活保護法第11条に規定する生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・生業扶助を受けているもの 免除</p> <p>国民年金法第37条に規定する遺族基礎年金を受けている者若しくはその者が扶養する子又は児童扶養手当法第4条に規定する児童扶養手当を受けている者若しくはその者が扶養する児童 免除</p> <p>その他区長が特に必要と認める者 免除</p>
少年自然の家	<p>区立小中学校の児童・生徒の団体で、引率者がいるものが使用する場合 免除</p> <p>その他教育委員会が必要と認めた場合 減額または免除</p>
教育センター 野方図書館	<p>区が事業を実施するために使用する場合 免除</p> <p>区立学校が学校行事を行うために使用する場合 免除</p> <p>区設立法人が事業を実施するために使用する場合 免除</p> <p>5人以上で構成され、半数以上が区民の団体が、地域センター条例第4条第1項第1号～第4号の活動のために使用する場合 免除</p> <p>区立学校以外の区内的学校が主催・連合して、児童・生徒・学生の行事のために使用する場合 100分の50減額</p> <p>教育委員会が認める区内の社会教育団体が文化活動・スポーツ活動の行事を主催するために使用する場合 100分の50減額</p> <p>区内的公益法人・公共的団体が行事を主催するために使用する場合 100分の30減額</p> <p>国・地方公共団体が所管する事業を実施するために使用する場合 100分の30減額</p> <p>その他教育委員会が特に必要があると認める場合 減額または免除</p>
区立学校の体育館開放 温水プール 地域生涯学習館	<p>区が事業を実施するために使用する場合 免除</p> <p>区立学校が学校行事を行うために使用する場合 免除</p> <p>区設立法人が事業を実施するために使用する場合 免除</p> <p>10人以上（地域生涯学習館は5人以上）の区民で構成される団体が、地域センター条例第4条第1項第1号～第4号の活動のために使用する場合 免除</p> <p>教育委員会が認める区内の社会教育団体が公共的行事を主催するために使用する場合 100分の50減額</p> <p>区立学校以外の区内的学校が主催・連合して、児童・生徒・学生の行事のために使用する場合 100分の50減額</p> <p>区内的公益法人・公共的団体が行事を主催するために使</p>

	<p>用する場合 100分の30減額</p> <p>国・地方公共団体が所管する事業を実施するために使用する場合 100分の30減額</p> <p>障害者等が温水プールを個人使用する場合 免除</p> <p>地域生涯学習館運営委員会が主催事業を行うために、地域生涯学習館を使用する場合 免除</p> <p>その他教育委員会が相当の理由があると認める場合 減額または免除</p>
もみじ山文化センター (プラネタリウムを除く)	<p>5人以上で構成され、区民が半数以上を占める団体が、地域センター条例第4条第1項第1号～第4号の活動のために学習室、美術工芸室、科学実験室、音楽室、美術ギャラリー、和室を使用する場合 免除</p> <p>区立学校以外の区内的学校が主催・連合して、児童・生徒・学生の行事のために使用する場合 100分の50減額</p> <p>教育委員会が認める区内的社会教育団体が文化活動・スポーツ活動の行事を主催するために使用する場合 100分の50減額</p> <p>区内的公益法人・公共的団体が行事を主催するために使用する場合 100分の30減額</p> <p>国・地方公共団体が所管する事業を実施するために使用する場合 100分の30減額</p> <p>その他教育委員会が別に定める事由に該当する場合 減額または免除</p>
もみじ山文化センター (プラネタリウム)	<p>区・区設立法人が主催する天体観望会等の事業に参加する者 免除</p> <p>区立学校・区内的学校が教育活動として観覧する児童・生徒・引率者 免除</p> <p>区内の小中学校・幼稚園の児童・生徒の教育指導に関する調査・研究のために観覧する学校関係者 免除</p> <p>30人以上で観覧の申し込みを1か月前から前日までにした団体 100分の50減額</p>
野方区民ホール なかの芸能小劇場	<p>区内的学校が主催・連合して、児童・生徒・学生の行事のために使用する場合 100分の50減額</p> <p>教育委員会が認める区内的社会教育団体が文化活動・スポーツ活動の行事を主催するために使用する場合 100分の50減額</p> <p>区内的公益法人・公共的団体が行事を主催するために使用する場合 100分の30減額</p> <p>国・地方公共団体がその所管する事業を実施するために使用する場合 100分の30減額</p> <p>その他教育委員会が別に定める事由に該当する場合 減額または免除</p>

中野体育館 鷺宮体育館	<p>鷺宮体育館のプールを障害者等が個人利用する場合 免除</p> <p>5人以上で構成され、区民が半数以上を占める団体が、地域センター条例第4条第1項第1号～第4号の活動のために中野体育館の第一・第二会議室、鷺宮体育館の軽体操室・第一会議室・ミーティングルームを使用する場合 免除</p> <p>教育委員会が別に定める社会教育団体が次の事業を主催するために使用する場合 100分の50減額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民を対象とするスポーツの大会 ・初心者が参加することができるスポーツの教室 ・スポーツの審判員・指導者を養成するための講習会 <p>区立学校以外の区内の学校が主催・連合して、児童・生徒・学生を対象とする学校行事のために使用する場合 100分の50減額</p> <p>教育委員会が別に定める社会教育団体及び区外の社会教育団体が幹事を持ち回りで開催するスポーツに関する大会を教育委員会が別に定める社会教育団体が幹事として開催する場合 100分の50減額</p> <p>区内の公益法人・公共的団体が公共的な行事を主催するために使用する場合 100分の30減額</p> <p>国・地方公共団体がその所管する事業を実施するために使用する場合 100分の30減額</p> <p>その他教育委員会が別に定める事由に該当する場合 減額または免除</p>
上高田・哲学堂運動施設	<p>教育委員会が別に定める社会教育団体が次の事業を主催するために使用する場合 100分の50減額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民を対象とするスポーツの大会 ・初心者が参加することができるスポーツの教室 ・スポーツの審判員・指導者を養成するための講習会 <p>区立学校以外の区内の学校が、児童・生徒・学生を対象とするスポーツの学校行事を主催・連合して実施するために使用する場合 100分の50減額</p> <p>国・他の公共団体がその事業のために使用する場合 100分の30減額</p> <p>区内の公益法人・公共的団体が公益的事業のために使用する場合 100分の30減額</p> <p>その他区長が特に必要と認める場合 100分の30減額</p>

資料2 改定額の試算

今回の改定額の案

A 改定率（引上率）1.1未満の施設の試算

		施設（区分）		現行額	算出額	1.5倍額	
1	有料制自転車駐車場	中野駅北口中央（1階）	定期利用 (1か月)	2,200	2,200		
		沼袋第二ほか		1,900	1,900		
		鷺宮東ほか		1,600	1,600		
		鷺宮南ほか		1,100	1,100		
		自転車	1日	100	100		
2	鷺宮体育館	原動機付・自動二輪	1日	200	200		
		プール	団体貸切	1コース	4,800	4,800	
				全コース	33,500	33,500	
			子ども用プール	3,300	3,400		
			個人利用（1時間）	大人	220	500	
				小中学生	110	250	
						300	
						150	

B 改定率（引上率）1.1以上1.5未満の施設の試算

		施設（区分）		現行額	算出額	1.5倍額
3	もみじ山文化センター	小ホール 入場料無料 の場合	土日・休日	午前	26,800	29,800
				午後	51,800	57,700
				夜間	68,400	76,200
4	中野体育館	主競技場 (団体利用)	日・休日 入場料無料・アマチュアスポーツの場合	早朝	10,800	14,800
				午前	28,200	38,500
				午後	39,600	54,100
				夜間	45,100	61,600
		卓球場 (団体利用)	日・休日 入場料無料・アマチュアスポーツの場合	早朝	2,000	2,700
				午前	5,500	7,500
				午後	7,900	10,800
				夜間	8,600	11,800
		柔道場・剣道場 (団体利用)	日・休日 入場料無料・アマチュアスポーツの場合	早朝	1,600	2,200
				午前	4,400	6,000
				午後	5,500	7,500
				夜間	6,400	8,700
5	鷺宮体育館	競技場 (団体貸切)	日・休日 入場料無料・アマチュアスポーツの場合	午前	20,000	29,500
				午後	27,900	41,200
				夜間	32,100	47,400
6	堀江高齢者福祉センター	大広間		午前	1,300	1,800
				午後	1,800	2,500
				夜間	1,800	2,500
7	鷺宮高齢者福祉センター	教養娯楽室		午前	1,500	2,100
				午後	2,000	2,700
				夜間	2,000	2,700
8	二中・九中温水プール	個人利用	小中学生	2時間以内	180	250
			大人	2時間以内	360	500
		団体利用	プール全体（1時間30分以内）		41,900	50,600
			プール1コース (1時間30分を超える場合)		7,000	9,600

C 改定率（引上率）1.5以上2.0未満の施設の試算

	施設（区分）		現行額	算出額	1.5倍額
9 勤労福祉会館	大会議室	午前	1,500	2,700	2,300
		午後	2,100	3,800	3,200
		夜間	1,800	3,300	2,700
	会議室2	午前	500	900	800
		午後	600	1,100	900
		夜間	500	900	800
	体育室	午前	5,200	9,500	7,800
		午後	8,000	14,500	12,000
		夜間	10,700	19,500	16,100
		個人利用	240	400	400
	小体育室	午前	900	1,600	1,400
		午後	1,400	2,500	2,100
		夜間	2,000	3,600	3,000
		個人利用	240	400	400
	多目的ホール	午前	5,200	9,500	7,800
		午後	8,000	14,500	12,000
		夜間	10,700	19,500	16,100
10 少年自然の家 (常葉・軽井沢)	中学生以下(1泊)		800	1,200	1,200
	その他(1泊)		1,600	2,500	2,400
11 もみじ山文化センター	大ホール 入場料無料の場合	日・休日	午前	93,700	183,600
			午後	149,900	293,700
			夜間	124,900	244,800
	視聴覚ホール 入場料無料の場合		午前	3,800	7,600
			午後	6,700	13,300
			夜間	8,600	17,100
	プラネタリウム		幼児・小中学生	100	200
			高校生以上	200	400
12 城山ふれあいの家	遊戯室	午前	1,200	2,300	1,800
		午後	1,600	3,000	2,400
		18:00～20:00	800	1,500	1,200
13 みずの塔ふれあいの家	和室一 和室二	午前	300	600	500
		午後	400	800	600
		夜間	300	600	500
14 男女共同参画センター	研修室	午前	700	1,300	1,100
		午後	1,000	1,800	1,500
		夜間	800	1,500	1,200
15 弥生福祉作業所	生活指導室	午前	300	500	500
		午後	600	900	900
		夜間	600	900	900
16 南中野児童館	音楽室	午前	300	500	500
		午後	300	500	500
		夜間	300	500	500
17 職員研修センター	第一及び第二研修室	午前	800	1,500	1,200
		午後	1,200	2,300	1,800
		夜間	1,200	2,300	1,800

D 改定率（引上率）2.0以上3.0未満の施設の試算

		施設（区分）	現行額	算出額	1.5倍額
18	地域センター	和室・洋室など【例示】	午前	300	800
			午後	400	1,100
			夜間	400	1,100
		和室・洋室など【例示】	午前	500	1,300
			午後	700	1,900
			夜間	700	1,900
19	もみじ山文化センター	学習室1	午前	2,100	5,100
			午後	2,800	6,800
			夜間	2,700	6,500
20	上高田・哲学堂	庭球場(1面、1時間以内)	600	1,400	900
21	商工会館	第一会議室	午前	700	1,800
			午後	900	2,300
			夜間	900	2,300
		大会議室	午前	1,500	3,900
			午後	2,000	5,100
			夜間	2,000	5,100
22	社会福祉会館	会議室A 会議室B	午前	300	900
			午後	300	900
			夜間	300	900
23	障害者福祉会館	調理実習室	午前	600	1,300
			午後	900	1,900
			夜間	900	1,900
		多目的室一 多目的室二	午前	400	800
			午後	600	1,300
			夜間	600	1,300
24	かみさぎこぶし園	多目的ホール	午前	900	1,900
			午後	1,200	2,500
			夜間	900	1,900
25	地域生涯学習館 (桃園あおぎり館:桃園小)	ランチルーム 多目的ホール	9:00～12:00	600	1,700
			13:00～15:30	500	1,400
			15:30～18:00	500	1,400
			19:00～21:30	500	1,400
26	地域生涯学習館 (若宮オリーブ館:若宮小)	視聴覚室 家庭科室	9:00～12:00	600	1,700
			13:00～15:30	500	1,400
			15:30～18:00	500	1,400
			19:00～21:30	500	1,400
27	地域生涯学習館 (江原キャンパス:江原小)	視聴覚ホール 多目的ホール	9:00～12:00	600	1,700
			13:00～15:30	500	1,400
			15:30～18:00	500	1,400
			19:00～21:30	500	1,400
28	地域生涯学習館 (みなとっぷ21:二中)	多目的ホールB	9:00～12:00	600	1,700
			13:00～15:30	500	1,400
			15:00～18:00	500	1,400
			18:30～21:45	700	1,900
					1,100

E 改定率(引上率)3.0以上の施設の試算

		施設(区分)		現行額	算出額	1.5倍額
29	高齢者会館	高齢者集会室和室・洋室など [例示]	午前	200	700	300
				300	1,100	500
				300	1,100	500
30	野方区民ホール	入場料無料 の場合	土日・休日	午前	10,800	42,800
				午後	21,700	85,900
				夜間	26,000	103,000
31	なかの芸能小劇場	入場料無料 の場合	土日・休日	午前	5,100	21,400
				午後	10,800	45,400
				夜間	12,400	52,100
32	上高田・哲学堂		野球場(1面、2時間以内)	2,500	8,600	3,800
33	哲学堂弓道場	個人利用(1回3時間30分以内)		390	1,800	600
		団体貸切利用	午前	4,200	18,900	6,300
				午後	6,300	28,400
				夜間	8,600	38,800
34	消費者センター・環境リサイクルプラザ	第一会議室	午前	700	3,700	1,100
				午後	900	4,700
				夜間	900	4,700
35	体育館開放(小中学校)	小学校体育館 中学校体育館 中学校小体育館	1回 (3時間以内)	300	4,700	500
				400	6,300	600
				200	3,200	300
36	教育センター	視聴覚室	午前	800	2,600	1,200
				午後	1,000	3,300
				夜間	1,000	3,300
37	野方図書館	会議室二	午前	600	2,400	900
				午後	800	3,200
				夜間	800	3,200

資料3 幼稚園保育料の改定について

公私格差額については、次のとおり区立幼稚園保育料の引上げと私立幼稚園保護者補助金の増額により是正を図るものとする。

私立幼稚園保護者補助金の増額については他区の状況も勘案しながら順次増額するものとし、公私格差額からこの増額分を差し引いた額を概ね41,000円～47,000円と想定した上で、子育て支援の観点からも区立幼稚園保育料の引上げ額を今後検討していくものとする。

なお、保育料の引上げに伴う影響を考慮し、次表のような激変緩和のための経過措置を講ずるものとする。また、私立幼稚園保護者補助金の増額についても段階的に行うものとする。

経過措置	保育料年額（括弧内は月額）	
	引上げ額	金額
現行		94,800円（7,900円）
1年目	6,000円（500円）	100,800円（8,400円）
2年目	6,000円（500円）	106,800円（8,900円）
3年目	今後検討	今後検討